

自由フランスから第四共和国までの基本法(五)訳

(2) 政府は出来るだけ早い時期に世論の正規の機関を通じて国民の意志を表明せよとした。

共和国までの基本法(五)訳

三 本 著 三

四 第一次フランス共和国臨時政府(続)

第一次臨時政府は一九四四年六月三日の名称変更の命令第一條に定めているが、その実体は国民解放フランス委員会そのものであった。

この第一次臨時政府はピュルドオ教授^{註1}によると権威主義的機構と民主主義的精神という二つの特色をもつてゐた。

機構の権威主義は、その首長が、自らが任免権をもつ大臣の補佐をうけて、その権限を単独で行使し、権力の分立は確立されていらず、執行権と立法権とが单一の機関に集中されており、議会は決定権がなく、その権限は純粹に諮問的であり、政府を総辞職させ又は大臣を個人的に排斥する法的手段をもつてない等の点に現われてゐる。

第一次臨時政府の主要機関は政府と諮問議会と高等裁判所(Haute Cour de Justice)^{註2}である。

諮問議会はフランス憲法史上、全く新しい機関で、その特質は諮問議会が選挙された代議士で構成されていて、主としてレーデスタンスの代表者達によって構成されてくる点にある。

だから、解放後、レーデスタンスの代表者の数が増加したのも当然のことであった。

一九四四年四月一一日の解放後のフランスにおける公権力の組織を定める命令および十月十一日の臨時諮問議会の構成、作用、権限を修正する命令^{註3}説明の中にも、諮問議会の国民の直接の選挙に基づく代表議会への転化が予期されていたが、情況の急速な進展はその転化を無用とした。

(1) 臨時政府が、民主主義の諸原理を要求していたレーデスタンスの諸勢力によつて構成された。

註1 Burdeau, op. cit. p. 211~213

Vedel, op. cit. p. 287

註 2 Vedel, op. cit. p. 287

本拠が本国に移されるときに変更されると定めた。

そののち、一九四四年四月二一日の命令（第二十条）は他の種類の代表者は同じ定員を守り、前の命令が残余に対しては修正なく効力をもつが、抵抗全国評議会加入の種々の組織の代理人の数はそのときに倍加されると定めた。

一九四四年十月十一日、臨時諮問議会の構成、作用、権限を修正する命令が発せられた。

一九四四年十一月十八日、命令で、政治犯を対象とする高等裁判所が設けられた。

一九四三年九月十七日の命令によつて創設された臨時諮問議会の構成、作用、権限を修正する、一九四四年十月十一日の命令

趣旨説明

一九四三年九月十七日の命令は《できるだけ広く国民の意見を表明させる責任を負う》臨時諮問議会を創設した。

アルジェにおいて、この議会は、その意見によつて、国民解放フランス委員会の行動ついでフランス共和国臨時政府の行動を有効に導いた。議会が政府に与えた支持によつて、議会は敵と裏切りに對して、国民の生き～とした力を活用することに寄与した。議会は自由な人民との協同においてフランスの権力を更に強くした。

一九四三年九月十七日の命令第二条は議会の構成は公権力の

現実の情況で、議会ができるだけ良くその任務を果すことができるために議会の規則に他の修正がもたらされねばならないということが、今日、万場一致で認められている。この修正はその構成のほか、その作用とその権限に關係している。

その祕密の行動によつて、祖国の名譽と光榮のために、戦う人びとの行動を鼓舞し、立派に配置した抵抗全国評議会は、公式にその声を了解させながらその職務を延長することができねばならない。抵抗全国評議会の十七人の議員と二人の祕書課長は当然に議会の議員となる、といふことが先づ認められた。

アルジェにおいて、議席をもつていた本国抵抗の代理人の四九人はフランスに到着したとき自發的にその委任を返還した。これらの代表者の数は、規定されていて、今や倍にならぬ。そのほか、抵抗全国評議会の要求によつて、四八の新議席が、あるいはその重要性がはじめ低く見積られていて既に代表者を出している組織あるいは後に現われた組織に、割当てられる。

つた。そのうち十九人は当然になり、百二十九人は組織の指導委員会によつて指命される。

本国外抵抗の代表者の定員は二一人（實際上は二十議席だけが満されていた）であつたが、今後二六人となる。コルシカ島抵抗組織の二人の代表者が、それに附加される。

前に任命された議員の委任は期限が満了しない。代表者達はそのまま職務にとどまる。

一九四三年九月一七日の命令第二条に定められた形式で欠員が補充される。但し、戦うフランスを結集させた人びとは以後解放秩序評議会によつて指命される。

国會議員は昨年十月に一年任期で選出されていた。だから、彼らの委任は満期になつたばかりである。彼らの委任は更新されうる。

もしも人が一九四四年四月二一日の命令の文言にだけにとどまつているならば、元国会の代表者の数は二十人に固定されたままであろう。その数は六十人になる。實際上、最近の国民の意思を知悉しているものをより広汎に表明させるのが良くかつ、同様に議会に対し、公の仕事について特殊の経験をもつてゐる人びとの協力をより広く確保しながら、可能な限界内で、合法的な過去と結合するのが良い。

上院と下院の代表者の指名のために、アルジェで用いられた方法は本国においては殆んど維持されなかつた。それは、国

会の集團に対応し、かつ約三百人の選挙人を数える選挙民団をパリーに集めることを義務づけられた。それは現代の情況では困難であつた。課せられていた追放のために予めなすべき仕事は、同様に、議会召集の緊急性と両立しなかつた。結局、選挙民団は約半分は、《赦された人びと》と《故意に棄権した》人びとを含まず百五一人の《投票に参加しなかつた》と分類された議員を含んだであろう。そこで、あるいは強制の、あるいは故意の欠席により、彼らの地位を固定しなかつた人びとは投票の運命をきめることができたであろう。

これらの理由のために、両院の代表者の選択を指名委員会に委託しあつこの委員会を選出するためには、一九四〇年七月十日に憲法制定権力の授権に反対して投票した、最初のレヂスタントである人びとに任せることが好しいと判断された。

議会政治の形成は以前のように、一九三九年九月三日に下院におけるその重要さに比例した代表を議会に有たなければならぬ。

最後に、海外の領土は以前に有していた十二人の代表者のままである。

一九四三年九月十七日の命令は四種類の人びとに對して諮問議会に所属することが不可能であると定めていた。新命令は同じ禁止をまもつてゐるがしかし、今後は種々の指命機關が、理由附の特別の判決によつて、この不可能性を除去する裁判官と

みなされる。

議員の権限の妥当性を審査する諮問議会の権利に関してはこの上どのような変化もない。

一九四三年九月十七日の命令によつて確立された諮問議会に対する委任と官職とのあいだの抵触は中央行政官吏のみを目的としている。この規定はなくかつ不正確であつた。新命令は上院と下院について効力を有つ抵触を回復した。そのほか、大臣の資格と議会の議員の資格は同様に抵触するようになつた。それは大臣となつたので、その委任をもはや有効に行使することができなくなつた国會議員を補充するための一九四三年九月十七日の命令第十条に定められた代理人の存在理由を除去する。

元の第十九条によつて、一般財政の論議のために議会に附屬させられていた、アルジェリアの財政委員とモロッコとチュニスの大評議会によつて選出された、特別議員の制度は同様に消失する。本国全体が公の財源を供給する現代ではもはや存在理由を有たないだろう。

議会の作用と権限にあてられた第二章と第三章はわずかの修正を受けた。

会期は増加しているが、一方その頻繁度が減少している。臨時会の数は制限されている。そのことは政府の要求によつてのみ開かれる例外会を予め考慮するように導いた。

投票手続は確定される。《boitiers》の制度の排除は《出席議員の過半数で》の形式で維持されている。議会の規則によつて定められている、挙手あるいは着席と起立による投票の慣習は公の投票だけを予見していた元の第十五条の文言に反対して認めることができた。公の投票が行われねばならない場合を定める、新法文は暗黙裡に挙手による投票を許可している。

最後に、文書によつて政府に質問する議員の権利は腹に一物ある質問 (interpellations déguisées) を避けるために、特別な種類の質問に制限された。もし質問の当人が口頭の返答を要求しきつもし政府が受諾するのでなければ、口頭による返答の代りに文書による返答が定められた。

議会の権限は以前のままである。但し、一九四四年四月二九日の統令によつて定められた《個人の自由の規定、公権力の組織、国の経済的社会的機構》にかんするすべての法律の可決について予め議会に諮問する原則の義務は命令自体の中に記入された。

形式的な妨害によつて、政府が課せられた原則に違犯する場合を制限するために、議会の意見を得ることなしに命令する必要性が、査証 (Visas) の中に記載され、政府の決定によつて確認されねばならないことが規定せられた。

フランスが置かれている例外的情况が非常に迅速な決定を要求することがありうるので、議会がその意見を表明するのが遅

れる場合に、政府に猶予なく、命令する権限を政府に与える、緊急手続を予め考慮することが必要と思われた。

規定されているように、諮問議会はまだ民主的諸制度への復帰への一行程にすぎない。新行程は諸選挙が可能となるときに突破される。それから、一九四四年四月二一日の命令によつて、代表議会が形成される。この議会は亦、臨時的のものであるが、国民の直接の選挙権に基くものである。

こののち、諮問議会の新規則は、祖国への奉仕の努力を専一層援助するために、国の諸欲求、憤怒、希望を政府にしらせる一層良い方法を与へるだろう。

第一章 臨時諸問議会の構成

第一条 できるだけ広く国民の意見を表明させるために、一九四三年九月十七日の命令によつて創設された、臨時諸問議会は、以後パリーにその本拠を置く。

その規則は次のように修正され、確定される。

第二条 臨時諸問議会は二四八人の議員よりなる。

- 1 本国抵抗の代表者百四八人
- 2 ヨルシカ島と本国外抵抗の代表者二八人
- 3 元国会の代表者六十人
- 4 一九四三年九月十七日の命令第七条により、海外の領土の代表者十二人

第三条 フランス抵抗全国評議会の十七議員および秘書課長

と副祕書課長は当然に議員となる。

次に列挙する本国抵抗組織は、その指導委員会の発表で、次に定められた数の代表者を指名する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|--------------|-----|-------|-----|---------|----------------|-------|----------|-------|--------|--------|----|---------|---------|---------|-----|------|
| 民主同盟 | 人民々主党 | 共和連盟と国家共和主義者 | 共産党 | 急進社会党 | 社会党 | 知識労働者同盟 | キリスト教労働者フランス同盟 | 農業総同盟 | 農民労働者総同盟 | 労働総同盟 | 解放の人びと | 抵抗の人びと | 斗争 | フランスの防衛 | 愛国青年統一力 | 戦いのフランス | 便衣隊 | 国民戦線 |
| 三 | 四 | 三 | 六 | 六 | 六 | 一 | 四 | 二 | 二 | 二 | 十二 | 一 | 六 | 六 | 六 | 三 | 六 | 十二 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 北部解放 | フランス西部アフリカ |
| 南部解放 | フランス赤道アフリカ |
| 解放と武装団結 | インドシナ |
| ローレーム | カメロアン |
| 捕虜と流罪人運動 | 新カレドニイ |
| 民事軍事組織 | マダガスカル |
| 《Patriam Recuperare》新共和国 | オセアニア |
| 抵抗 | d 一九四二年十一月九日以前に戦うフ |
| フランス産業幹部同盟 | ラントスを結集させた人びとの中から 七 |
| フランス婦人同盟 | この資格で併ている以前の正式の議員はその地位に留る。 |
| 北部のこえ | 欠員の場合、新代理人が一九四三年十二月六日の命令第二条により指命される。但し、戦うフランスを結集させた人びとは解放秩序評議会によつて指命される。 |
| 第四条 コルシカ島と本国外抵抗の代表者は次の割合で選択される。 | 抗 |
| a コルシカ島抵抗組織中から | 一 |
| アルジェリー抵抗組織中から | 二 |
| チュニス抵抗組織中から | 二 |
| モロッコ抵抗組織中から | 二 |
| b 海外フランス委員会中から | 五 |
| c 次の割合で植民地の抵抗に参与した人びとの中から | 八 |
| | 六 六 一 一 四 六 一 一 六 六 |

第四条 コルシカ島と本国外抵抗の代表者は次の割合で選択される。

第五条 前国會議員に割当てられる六十議席は國務大臣の提案に基き発せられる統令によつて、さまざまの政治的集団あるいは政治的集団の統一体の間に、一九三九年九月三日に下院におけるその実際的重要性に比例して分配される。

一九四〇年七月十日、憲法制定権の授權に反対して投票した國民議会議員同盟が二十人で構成される指名委員会を選挙する。

国会の政治的集団あるいは政治的集団の統一体の諮問議会への代表者は、一九三六年六月一日以来上院又は下院の議員である。

つた人びとの中からこの委員会によつて指名される。

第六条 一九四三年九月十七日の命令第七条によつて諮問議会にすでに任命された代理人は職務に留まり、欠員の場合は、本条にしたがつて、代置される。

第七条 次の者は諮問議会に所属することができず又その議員の指名に参与することができない。

1 一九四〇年六月十七日以来、本国に本拠をもつていた自称政府の元議員。

2 一九四〇年六月十六日以来、その行為、その著述、又はその個人的態度により、敵の計画に援助を与え、連合国民と抵抗するフランス人の行動を妨げ、あるいは憲法制度と基本的な公の自由を害し、あるいは一九四〇年六月十六日施行の諸法律に反して、事実上の権力の規則の適用から直接的物質的利益を故意に導き出し、あるいは導き出すことを試みた被選挙人、官吏、公の代理人。

3 一九四〇年七月十日、憲法制定権力の授権に投票した国會議員。

4 フランス国家の政府と称する機構すなわち、あるいは権力の官職あるいは国民評議会議員あるいは任命の県会議員の議席を受諾した個人。

但し、この禁止は、敵又は僭奪者に対する戦斗に参加した人びとのために、理由を附けられた、特別の決定で、指名機関に

よつて解除される。

第八条 諮問議会はその議員の権限の妥当性を審査する。

第九条 臨時諮問議会議員の委任の行使は、共和国臨時政府の構成員の資格および、国庫によつて報酬が与えられる公の職務と臨時政府の任命により報酬を受けるすべての他の職務の行使と矛盾する。ただし一九二九年実行の一般予算の確定を定める一九二八年十二月三〇日の法律第八八条の第一項の二と三に定められた場合は例外である。

第十条 いかなる諮問議会議員も、その職権の行使中、その議員が述べた意見又は投票が原因で訴追又は捜索されえない。

いかなる議員も、会期中、現行犯の場合を除いては、議会の許可がなければ刑事事件又は軽罪事件で訴追又は逮捕されえない。

議員の拘留又は訴追は会期中かつ議会が要求するならば全期間中停止される。

議会内で行われた演説および議会の命令で印刷された報告文はすべての他の文書および新聞に善意でなされたその転載はいかなる訴訟の提起も許さない。

第二章 臨時諮問議会の作用

第十一條 諮問議会は、三月毎に、第一火曜日に、一ヶ月の通常会に集会する。

諮詢議会はその議員の少くとも四分の三の請願又は共和国臨

時政府の要求によつて行動するその議長の召集によつて、最大限十五日の臨時会に、集会することができる。

二つの通常会のあいだにただ一回の臨時会だけがひらかれる。二つの通常会のあいだにただ一回の臨時会だけがひらかれる。

但し、政府は限定された期間附で、何時でも例外會に集会するため、議会を召集することができる。

第十二条 議会は祕密投票で、表明された投票の絶対多数で、六ヶ月任期のその事務局を選挙する。満期の事務局の構成員は再選される。

事務局は一人の議長と四人の副議長と四人の書記を含む。第二条で定められた四種の各議員は事務局に代表されねばならない。

第十三条 議会の事務局は祕書課によつて補佐される。その構成員は議長の決定によつて任命される。祕書課は討議の準備と伝達及び議事録の保管を確保する。

第十四条 議会の会議は、あるいは共和国臨時政府の要求により、あるいはその事務局の発議に基き、議会が明示の投票で、それについて異つた決定をしなければ、公開され、その議事録はフランス共和国官報に公表される。

共和国臨時政府の大統領と構成員は議会の会議に列席することができ、議会の会議が要求するときは、聴聞されねばならぬ。

第十五条 議会の投票は出席議員の投票の絶対多数で表明される。事務局の構成員の指命に関するもの以外の投票は、もしも政府がそれを要求するならば、あるいは議会の事務局の決定に基き、公の投票で行われる。投票者の氏名は官報に掲載される。

第十六条 議会は自らその内部規則を定める。

議会はその内部に、会期外に開かれうる特別委員会を設けることができる。

議会は議員の少くとも百人が出席するときは有効に成立する。

第十七条 すべての議員は政府に對して、文書でかつ議長の取次ぎで、特別の問題について質問を提出することができる。その質問に對して、もしも質問の当人が口頭の返答を要求し、政府が受諾する場合を除いては、文書で返答される。

最低三日の期間が質問と返答のあいだに経過しなければならない。

第三章 臨時諮詢議会の権限

第十八条 諮問議会は共和国臨時政府の所管事項について意見をのべる。

第十九条 議会の意見は、一九三九年十二月二九日と一九三九年十二月三一日の法律によつて定められた規則の留保附で、共和国臨時政府の一般予算と一款あるいは若干款について五億

フランをこえる額を定める負債案について、義務的に要求される。

民事的歳出減少と租税負担の増加を確定する議会の意見はそれを閣議で討議するよう政府に義務づける。

個人の自由の規定、公権力の組織、国の経済的社会的機構にかかるすべての法律の可決については、査証の中に記載され、政府の決定によつて確認された必要の場合を除いては、議会の意見が予め要求されねばならない。

第二十条 議会の権限内の議案の緊急性が政府によつて宣言

されるとき、もしも議会がこの宣言より十日の期間内にその意見を表明しないならば、政府は猶予なく、命令することができます。

この期間は一般予算案については二十日である。

第二一条 その議員の少くとも三分の一の発議に基き、議会は国家的利益を表すすべての問題をその議事日程にのせることを決定することができる。同じ条件で、議会は臨時政府に対して、国家的利益について決定された問題の口頭説明を要求することができる。

第二二条 本命令に反するすべての規定は廃止される。

高等裁判所を創設する一九四四年十一月十八日の命令。

第一節 高等裁判所の組織

第一条 高等裁判所が創設される。その権限、構成、手続は

次のように定められる。

第二条 すべての他の裁判権を排除し、高等裁判所は元首、政府の首長と大臣の祕書課長、*Résidents généraux*, *Gouverneurs généraux* と高等委員の名称の下に、一九四〇年六月十七日からフランス共和国臨時政府が大陸の領土の上に確立されるまで、本国の領土にその本拠を有する政府又は偽りの政府の活動に参与した人々を、その職責の行使中又はその際に行つた犯罪又は軽罪のために裁判する権限を有する。

高等裁判所は同様に、一九四〇年六月十七日以前又は大陸の領土の上にフランス共和国臨時政府が確立された後の彼らの行為が、目的の同一性又は同じ計画によつてねらつた諸事実と関連するかどうかを審理する権限を有する。

高等裁判所は最後に、通常の裁判権と競合して、前の項に述べられた人びとの共同正犯者又は従犯者を裁判する権限を有する。

第七条に定められた論告は、元首、政府の首長、大臣、國務大臣、次官の名称で、第一項で指示された政府又は偽りの政府を構成していた人びとに向つて義務的になされる。

第三条 高等裁判所は次の人びとによつて構成される。
破毀院の院長又はその職務を実行している司法官 (*magistrat*) が裁判長。

破毀院の刑事部長とパリー控訴院の院長又は、欠けているときは、それらの職務を実行している司法官が陪席裁判官。および二四人の陪審員。

破毀院の刑事部の最長老の参事官一人が高等裁判所の補欠員となる。

二四人の陪審員は臨時諮問議会によつて作られた二つの名簿により抽せんの方法で、二つの名簿のおのへから十二人の割合で、選択される。

第一の名簿は一九三九年九月一日に委任の妥当していた五十人の上院議員又は下院議員を含む。第二の名簿はこの部門以外で、臨時諮問議会によつて自由に選択された五十人を含んでい。政府構成員はこの名簿のどれにも名前がのることができない。八人の補欠陪審員が二四人の正式陪審員のうちに、各名簿から四人の割合で、抽せんで選択される。

正式陪審員と補欠陪審員の抽せんの形態は統令で定められる。
第七条 予審委員会は検事総長の論告で始められる。
委員会は予審判事についてのすべての権限とその構成員の全體による又は一人又は数人による取調手続についてのすべての権限を有する。委員会は同様に、その議長によつて、予審判事の一人に、裁判席外で履行すべき諸行為のために共助事務（Commission rogatoire）を与えることができる。

但し、検事総長の論告によつて指名されない人びとの告発、拘留状又は逮捕状の交附、保釈、免訴と起訴は、委員会によって投票の過半数で決定される。可否同数の場合は、議長投票で決する。

第四条 高等裁判所附の検事局は破毀院又は控訴院の名譽司法官又は現職の司法官の中から、閣議による統令で任命される一人の検事総長と二人の検事次長を含む。
第五条 裁判所の書記長と書記は国璽保管官、司法大臣の決定で指名される。

すべての決定は、議長だけによつて署名される令状を除いて、議長と書記の署名を記入する。

第六条 予審は、統令によつて任命された五人の司法官と臨時諮問議会によつて任命された六人の人びとで構成される委員会に委託される。司法大臣の提案に基き発せられる統令によつて任命される五人司法官と臨時諮問議会によつて指名される三人が補欠として選択される。予審委員会の構成員は高等裁判所の構成員となることはできない。

この委員会はその構成員の司法官の一人によつて主宰される。彼は統令によつて指名される。

訴訟手続の諸行為は法院と裁判所の守衛によつて表示される。

められない。

第四節 訴訟手続と判決

委員会は予めの許可なしに、取調に有用な全費用を保証することができる。

第八条 刑事訴訟手続法で定められた規則と施行中の法律は本命令に違反しない範囲で予審手続に適用される。

第四節 公訴の提起

第九条 予審が終つた時、委員会の議長は検事総長に訴訟記録を送附し、検事総長は最終論告を作る。

委員会は起訴部の名の下に、出席の検事総長と合同する。委員会は最終論告と場合によつては、当事者の調書を調べる。起訴部は検事総長と書記の出席なしで協議する。起訴部は議長の投票が裁決権を有する投票の過半数で、公訴の提起を決し、特別の決定で、被疑者のために、各公訴箇条 (*chef d'accusation*) を決する。否決の場合には、起訴部が免訴の決定を下す。反対の場合には起訴部が逮捕命令を含む公訴提起の決定を下す。

検事総長は起訴状を作成する。

公訴提起の決定と起訴状は審問の日の少くとも三日前に被告人に通告され、かつ議長によつて定められる日に高等裁判所へ出頭召換状を伴つたその謄本が与えられる。

高等裁判所についての一八九一年三月二六日の法律は適用されない。

高等裁判所のすべての有罪判決は、欠席被告人が出頭しきつ不可抗力の場合のため、出頭が不可能であつたことを證明する。

但し、その対象がなんであつても、高等裁判所の判決は司法官と陪審員の共同の討議ののちに下され、つねに理由が附けられる。

高等裁判所は諸事実を限定し、その諸事実に、刑法第七条第八条第九条に定められた刑罰および必要があるときは、国家的侮辱（罪）を設けて一九四四年九月三十日と十月十七日の命令によつて修正された一九四四年八月二六日の命令によつて定められた刑罰のいずれか一つを科す。高等裁判所は、あらゆる場合において、有罪の言渡を受けた者の財産の全部又は一部の沒収を宣告する。

るのでなければ、対審とみなされる。この場合それは本命令又はそれに代る命令によつて定められた高等裁判所によつて判断される。

いかなる破毀についての上訴も高等裁判所によつて下された判決に対しても申立てられない。

有罪の言渡を受けた者はつねに恩赦の申立をする権利を有する。

第十一条 すべての他の裁判権は本命令公布の日に、かつ最終判決まで、訴訟のいかなる程度にあるを問はず、第二条第一項と第二項によつて高等裁判所の権限に属する手続を奪はれる。

すべての他の裁判権は同様に、同条の第三項によつて予審委員会による告発の場合に奪はれる。

夏は暑きがよし、などと瘦せ我慢をはつてみたところで、この暑さがどうなるものでもない。やはり、無理をしないで適度の休養をとるのが、一番よい銷夏法であるようだ。ところで、この堪え難い暑さを一きわ堪え難いものにするのは、ラジオの騒音である。開放的な家屋の中から、さては海や山へでかけてさえも誰が携帶しているのか、間断なく聞えてくるのは、ラジオの器械音である。現代人は、どうしてこのように音響の刺戟に飢えておるのであろうか。その昔ローマ人は、隣家の花壇から飛来する蜜蜂の羽音にさえ神経をいらだたせたというのに、これは又、心なきしわざである。静穩を害する音響は、軽犯罪法で取締られておる筈であるし、主要都市には、騒音防止条例さえ制定されあるのに、ほとんどその実効性がみられないのは、どうしたことであろうか。「世の中にたえてラジオのなかりせば」といつた絶望的な嗟歎に陥らせないためには、単に法を作り放しでなく、絶えずその実効を期せねばならない。立法の事業は、はなばなしく、人の耳目をひき易いが、むしろ問題は、その後にある。国会や地方議会で大さわぎを演じた諸立法が、その施行後の実態につき余り大した関心の払われないのは、不思議な感さえする。

立法といえば、人はよくその過剰を嘆く。どのみち一般大衆

編集後記